

東地申
第43号
5月17日開催

『「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」による委託拡大について』の申し入れ ~その①~

1. 東京総合車両センター田町センターを委託する目的と根拠を明らかにすること。

会社
回答

「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」の趣旨に基づき、エルダー社員の技術力・ノウハウを活かせる仕事の場を拡大し、技術力・ノウハウを後進へ確実に継承し育成していくこと等を目的に業務委託を実施する。

主な
議論

- (組合) 「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」施策に則った業務委託であるか明らかにすること。
また、施策が5年経過しているが成果と課題を明らかにすること。
- (会社) その通りである。成果としては、プロパー養成が進み、技術継承が進んできていることである。課題としては、技術継承をさらにスピードアップしていかなければならないことである。労働条件については、バックヤードの整備など働く場の改善を行ってきた。また忌引きの日数を増加した。
- (組合) 労働条件の向上は全く進んでいない！人材不足の中でグループ会社の労働条件を向上するよう本社へ要請すること！
- (会社) 了解。
- (組合) このタイミングで田町センターを委託する根拠を明確にすること！
- (会社) 上野東京ライン開業や常磐線品川延伸の施策が落ち着いたためである。交直流車の仕業検査など行っているが、検証を行い委託しても問題ないと判断した。
- (組合) 車両配置区でない田町センターで本体の技術力をどのように維持していくのか明らかにすること。
- (会社) 今まで通り、委託後も引き続き技術力が低下していかないよう取り組んでいく。

委託後も田町センターの役割を維持していくため技術技能を維持向上させていくことが必要だ！

2. 委託後の要員体制を明らかにすること。

会社
回答

委託後の作業体制はグループ会社で決定することとなるが、委託時点では現状の作業体制で委託する考えである。

主な
議論

- (組合) 作業責任者の要員を明らかにすること。また、検修当直は57歳の人々が3名いるが、退職を見据えどのように養成していくのか明らかにし、扱う車両が多車種に及ぶため技術を持った人を配置すること。
- (会社) 1 徹体制である。検修当直については、技術を持った人を代務養成し、スケジュールを持って養成していく考えである。

3. 出向は原則3年以内とし、復帰は元職場とすること。

会社
回答

異動については、就業規則に則り取り扱うこととなる。なお、出向期間については、「労働条件に関する協約」に則り取り扱っていく。

協約通り出向期間は3年以内であることを確認！

4. 作業責任者の役割を明らかにし、検修および構内に精通した人を配置すること。

会社
回答

作業責任者とは、グループ会社の事業所において受注する作業の責任を負う者であり、当社からの作業発注を受け、作業への業務指示及び作業の管理を行う役割を担う。なお、作業責任者については、グループ会社で指定することとなる。

主な
議論

- (組合) 過去の議論経過から、作業責任者は単なる連絡員ではないことから精通した人を配置すること。
- (会社) 単なる連絡員ではないことは認識しており、検修と構内に精通した人を配置していく。

その2へ続く

東地申
第43号
5月17日開催

『「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」による委託拡大について』の申し入れ ~その②~

5. 偽装請負が発生しないよう体制を整え、教育を充実させること。また、品川駅との連絡体制を整えること。

会社
回答

必要な教育は実施していく。なお、品川駅との連絡については、これまでと同様に当社が対応を行うこととなる。

主な
議論

(組合) どのように教育を行うのか具体的に明らかにすること。

(会社) 偽装請負がどのようなものであるのかも含めてデモンストレーションの中で教育していく。

(組合) 作業指示は監督員・作業責任者を通すこと。また、暇がない場合について会社の認識を明らかにすること。

(会社) 構内運転士へ内容変更を連絡する場合は作業指示となるため、監督員・作業責任者を通じて対応することとなる。また、暇がない場合とは安全や命に係わる事である。

(組合) 仕様書について、監督員・監督員補助が閲覧できるような場所に保管すること。

(会社) 閲覧することは問題がないため、閲覧できる場所に保管する。

偽装請負根絶に向けて組合員で検証運動を強化しよう!

6. 物品の管理方法を明確にすること。

会社
回答

委託作業を実施するために必要な材料等については、基本的に当社からの支給材料となり、監督員等が適切に管理を行っていくこととなる。

7. 田町センターで扱う車両は多車種にわたることから、プロパー養成の教育を充実させること。また、技術・技能の維持向上のために、JETS内に検修総括を配置すること。

会社
回答

グループ会社における教育・訓練及び体制については、グループ会社が決定することとなるが、必要な支援は実施していく。

主な
議論

(組合) 検修総括を配置すること。

(会社) 検修総括という役職は置かないが、副所長が車両検修に精通しており教育を兼務していく。確認!

(組合) プロパーの養成計画を明らかにし、計画的に養成すること。また、すでに委託された区所では仕業検査をこなすだけになっているため、逆出向における教育を充実させること。

(会社) 退職者もでてくるので計画的に養成していく。構内運転士を養成し、仕業検査を養成していく。仕業検査については、基礎教育を1カ月行い、JR本体へ逆出向し6カ月程度教育、その後見習いを行い早ければ概ね2年程度で1本となる。逆出向については、田町センターで扱う車両の配置区所へ逆出向となる。逆出向での教育については、1本になる事が目的ではなく、車両の基本や安全を学ぶことが目的であり、また、今までのものが充分であるとは認識していない。きちんと本体としてもみていく。

(組合) 車両配置区所でなく多車種に及ぶという、これまでにない状況であるため、養成は難しいが会社の認識は?

(会社) 同様の認識である。また、配置区でないため新車や転用車についてはこれまで通りJRが責任を持ってJETSへ教育していく。

8. 構内運転業務及び車両検修業務と、清掃業務を兼務・混在させないこと。

会社
回答

業務委託箇所の作業ダイヤについては、グループ会社で決定することとなる。

主な
議論

(組合) 施策の目的はグループ会社への技術指導であり、清掃ではないという過去の議論経過を尊重すること。

(会社) 了解。

確認!

9. 施策実施に伴い、エルダー組合員が意欲を持って働けるよう労働環境を整備すること。

会社
回答

グループ会社と連携し、必要な設備は整備していく考えである。

10. 施策実施以降、体制変更や問題が発生した際は、地本へ説明するとともに、地本-支社間で議論を行うこと。

会社
回答

具体的な提起があれば、「労使間の取り扱いに関する協約(平成27年10月1日締結)」に則り取り扱う考えである。

業務委託後もこれまでの議論経過が守られているのか検証運動を強化しよう!